

潮風を感じて……

ましけ町

あなたと議会をむすぶ

# 議会だより



雄冬海岸

発行 / 増毛町議会 編集 / 議会広報特別委員会  
〒077-0292 増毛町弁天町 3 丁目 61 番地 TEL/53-1311



2月28日 商工会青年部主催 増毛駅☆祭のようす

## 第1回定例会

反核・平和のまち宣言、条例改正 .....	2P
平成27年度一般会計ほか7会計補正予算可決 .....	3~4P
平成28年度各会計予算等審査特別委員会開催 .....	5~6P
行政報告 .....	7P
一般質問『ズバリ 町政のここが聞きたい!!』 .....	8P
議会のうごき、編集後記 .....	24P



第145号

平成28年 5月 6日

# 平成28年度増毛町各会予算を可決

平成27年度一般会計外7会計補正予算を可決  
増毛町行政不服審査会条例を制定  
「非核・平和のまち宣言」を可決

増毛町議会は第1回定例会は3月8日から18日の11日間を会期として、27年度の各会計補正予算及び関連議案が提案され、原案どおり可決しました。

また、新年度の町政執行方針、教

育行政執行方針が示され、合わせて各会計予算と関連する条例案などが提案され、議会は予算等審査特別委員会を設置し、慎重な審議を行った結果、いずれも原案どおり可決しました。

## 平成28年 第1回定例会

3月8日~18日開催

### 宣言・その他

◆非核・平和のまち宣言について  
《原案可決》

増毛町として非核・平和のまち宣言を行った。

宣言内容は左記のとおり。

#### 非核・平和のまち宣言

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは世界共通の悲願であり、増毛町民の心からの望みであります。

私たちは、世界唯一の被爆国として、再び惨禍を繰り返さないよう核兵器の廃絶と戦争の根絶を強く訴えらるとともに、人類が平和に暮らせる世界が実現されることを願うものであります。

私たち増毛町民は、水と緑にはぐくまれた自然と豊かな郷土を大切に守り、未来を担う子どもたちと美しいふるさとのために、町民一人ひとりが平和の実現を願い、ここに「非核・平和のまち」を宣言します。

増毛町

◆公有水面埋立てに関する意見について  
《原案可決》

増毛港の港湾管理者（留萌開発建設部）から、増毛港湾区域内の公有水面埋立てについて、意見を求められたため、異議なしの回答をした。

◆増毛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について  
《原案可決》

過疎地域自立促進特別措置法により、既に策定していた計画（平成22~27年度）に掲載されている事業費の変更と、当初計画されていないなかった事業（診療所スプリンクラー整備事業）を掲載するに当たり、法律の規定により議決。

### マシーのはてな7-D



#### 過疎地域自立促進特別措置法

平成12年に過疎地域の自立促進、地域格差の是正などを目的として制定された法律。

当初は10年間の時限立法だったが、数度の改正により平成32年度まで延長されている。

この法律の適用により、様々な優遇措置を受けることができ、過疎対策のための地方債（過疎債）を発行することができる。

平成27年4月1日現在で、全国1,718市町村のうち797市町村が適用を受けている。

### 条例改正

3件の条例改正の提案があり、いずれも原案のとおり可決しました。

※ここでは、27年度に関連する条例改正のみ説明します。

◆議会の議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

◆特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
《原案可決》

国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、議員及び特別職の職員の期末手当の額を改正。

◆増毛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
《原案可決》

行政不服審査法の全部改正、地方公務員法の一部改正による字句の改正や、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、職員の給与に関する規定などを改正。

# 補正予算

## 平成27年度 補正予算概要

主な補正内容について説明しています。  
千円以下の端数については省略しています。

### 一般会計

歳入歳出 **7,294** 万円の増額  
総 額 **48 億 4,400** 万円に

#### 歳入

普通地方交付税…………… 7,954 万円増  
マイナンバー関連整備事業補助金等… 1,007 万円増  
町 債 費…………… 1,190 万円減

#### 歳出

公共施設整備等基金積立金…………… 9,802 万円増  
マイナンバー関連整備事業費…………… 563 万円増  
単独住宅改修工事費…………… 343 万円減  
南部衛生組合負担金…………… 680 万円減  
増毛港湾整備事業負担金…………… 1,685 万円減  
国民健康保険特別会計繰入金…………… 488 万円増  
診療所事業特別会計繰入金…………… 1,584 万円増

### 国民健康保険特別会計

歳入歳出 **488** 万円の増額  
総 額 **7 億 8,355** 万円に

#### 歳入

一般会計繰入金…………… 488 万円増

#### 歳出

高額医療費共同事業医療費拠出金…………… 434 万円増  
保健事業費…………… 42 万円減

### 観光施設事業特別会計

歳入歳出 **93** 万円の減額  
総 額 **5,233** 万円に

#### 歳入

一般会計からの繰入金…………… 40 万円減

#### 歳出

温泉施設燃料費…………… 106 万円減

### 診療所事業特別会計

歳入歳出 **1,317** 万円の減額  
総 額 **2 億 5,592** 万円に

#### 歳入

診療報酬収入・一部負担金収入… 2,852 万円減  
一般会計からの繰入金…………… 1,584 万円増

#### 歳出

市街診療所施設管理及び医業費… 1,315 万円減

今定例会では平成27年度一般会計の外7つの特別会計・事業会計の補正予算の提案があり、いずれも提案内容を十分に審議し原案通り可決された。  
提案された補正内容は表のようになっている。  
補正された金額の大きな事業や、注目すべき事業について、会計ごとにいくつか説明する。

#### ◆一般会計

歳入歳出ともに7294万7千円が追加(増額)された。  
歳入はマイナンバー関連する

各整備事業の補助金や地方交付税の追加、児童手当負担金や町債が減額された。  
歳出は、マイナンバーネット

ワーク構築業務委託料や診療所事業特別会計への繰入金の増額、増毛港湾整備事業負担金、南部衛生組合負担金、単独住宅改修工事費の減額が主な内容となっている。

#### ◆国民健康保険特別会計

歳入歳出ともに488万1千円の追加(増額)となった。  
歳入は一般会計からの繰入金

の追加、歳出は共同事業拠出金、保健事業費の追加が主になっている。

◆観光施設事業特別会計  
歳入歳出ともに93万4千円の減額となった。  
歳入は一般会計繰入金の減額、歳出は温泉施設の燃料費の減額などが主なものになっている。

#### ◆診療所事業特別会計

歳入歳出ともに1317万8千円の減額となった。  
歳入は診療報酬収入、一部負担金収入の減額と一般会計からの繰入金の追加が主な内容となっている。

また、歳出は燃料費、市街診療所医業費の減額が主なものとなっている。

介護保険事業特別会計

歳入歳出 **28** 万円の増額  
 総 額 **8 億 9,492** 万円に  
 (歳入)  
 支払基金交付金…………… 107 万円増  
 国からの負担金・補助金… 106 万円増  
 一般会計からの繰入金…… 328 万円減  
 (歳出)  
 保険給付費…………… 385 万円増  
 サービス事業費…………… 253 万円減

公共下水道事業特別会計

歳入歳出 **117** 万円の増額  
 総 額 **2 億 1,206** 万円に  
 (歳入)  
 下水道負担金・使用料・手数料……158 万円減  
 一般会計からの繰入金…… 41 万円増  
 (歳出)  
 下水道管理費…………… 107 万円減

水道事業会計

収益的収入及び支出総額の変更はなし  
 支出総額 **2 億 2,121** 万円  
 (収益的支出)  
 営業費用 (主に人件費の調整) … 21 万円増  
 予 備 費…………… 21 万円減

砕石事業会計

収益的収入及び支出総額の変更はなし  
 支出総額 **3 億 3,866** 万円  
 (収益的支出)  
 営業費用 (主に人件費の調整) … 21 万円増  
 予 備 費…………… 21 万円減

◆介護保険特別会計

歳入歳出ともに28万8千円が追加(増額)された。  
 歳入は、国庫支出金と支払基金の交付金の追加、一般会計からの繰入金の減額が主なものである。

◆公共下水道事業特別会計

歳入歳出ともに1億1千7万円の減額となった。

◆水道事業会計

歳入は下水道負担金、使用料と手数料の減額、一般会計からの繰入金の追加が主なものである。  
 歳出は下水道管理費などを減額した内容となっている。

◆水道事業会計

収益的収入及び支出の予定額に増減はなく、科目間の金額の調整のみ。  
 主な内容は 人件費の追加と予備費の減額が主な内容となっている。

◆砕石事業会計

収益的収入及び支出の予定額に増減はなく、科目間の金額の調整のみ。  
 主な内容は、人件費の追加と予備費の減額が主な内容となっている。



会計名	平成28年3月 補正後予算額	平成27年3月 補正後予算額	伸び率
一般会計	48億4,400万円	48億0,004万円	0.9%
国保会計	7億8,355万円	7億2,417万円	8.2%
観光施設	5,233万円	8,996万円	△41.8%
診療所	2億5,592万円	2億4,620万円	3.9%
介護保険	8億9,492万円	8億9,373万円	0.1%
下水道	2億1,206万円	2億0,740万円	2.2%
後期高齢	8,327万円	8,916万円	△6.6%

★平成27年度予算と平成26年度予算の比較

それぞれの年度の3月定例会後の予算を比較  
 企業会計は支出総額

会計名	平成28年3月 補正後予算額	平成27年3月 補正後予算額	伸び率
水道事業	2億2,121万円	2億2,095万円	0.1%
簡易水道	3,698万円	3,986万円	△7.2%
砕石事業	3億3,866万円	2億7,356万円	23.8%
合 計	77億2,295万円	75億8,506万円	1.8%

# 平成28年度増毛町各会計予算等審査特別委員会開催

平成28年度一般会計・6特別会計・3事業会計予算を審議  
 新年度関連議案も合わせて3月8・17～18日の3日間で審議

増毛町議会は町側より提案された、平成28年度に係る各会計の予算案やそれに関連する条例改正など、全部で31件の議案

を審議するため、通例により特別委員会を設置し、委員長には菅原幸弘氏を、副委員長には松倉清道氏を選出し、3日間の日程

で委員会を開催した。活発な質疑を行い、最終的に原案どおり決定することを決め、閉会した。

## 条例の制定・改正

★特別委員会で審議された内容を個別にお知らせします。また、委員会の質疑内容も抜粋してお知らせします。

★各会計の予算内容は既に増毛町広報で周知されているので省略します。

◆道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路法施行令の一部改正にもなう占用料の改定。

◆増毛町単得住宅管理条例の一部改正する条例

旧消防待機宿舎を弁天団地に改修したため、一覧に追加。

◆公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定

公益法人等へ町職員を派遣することができるように条例制定。

◆町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

90km以上に限りの日帰り日当の支給をする改正。(平成18年

度より日帰り日当は支給していない。)

◆増毛町職員の退職管理に関する

条例の制定

平成28年4月施行の地方公務員法の一部改正に伴い、元職員の働きかけの禁止、再就職情報の届出を規定。

◆職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の全部を改正する条例

同じく人事評価制度導入にもない、降級、降任などの分限処分を明確化した。

◆増毛町行政不服審査会条例の制定

◆増毛町情報公開条例の一部を改正する条例

◆増毛町個人情報保護条例の一部を改正する条例

◆増毛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

◆特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部を改正する条例

◆増毛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

◆増毛町税条例の一部を改正する条例

◆増毛町手数料条例の一部を改

正する条例

◆増毛町営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の一部を改正する条例

以上の9件は行政不服審査法の全部改正に伴い、不服申立ての種類の一元化や手続きが改正されたため、必要な条例を制定し関係する条例の一部を改正。

◆増毛町火災予防条例の一部を改正する条例

条例制定以降、新しい火気器具、設備が流通しそれらへの対応を図るため改正。

◆増毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例

28年4月より葬祭費を1万円から3万円へ引上げる改正。

◆増毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国保税の被保険者均等割を5千円減額する改正。

◆増毛町介護保険条例の一部を改正する条例

3月31日をもって、指定居宅介護支援事業所が廃止されたため、居宅支援事業等を地域包括支援センターが行う改正。

その他一般議案

◆増毛町過疎地域自立促進市町村計画の策定

過疎地域自立促進特別措置法が平成33年3月まで5年間延長され、28年4月以降の当町の計画を策定し、北海道知事と協議が終了したため議会により議決。

◆港湾施設の貸付け

増毛漁協協同組合ほかから27年度より引き続き、港湾敷地内の固定施設、敷地の使用申請があり、28年度も貸付けするもの。

委員会質疑内容

委員会での各委員からの質疑の内容を答弁と併せて掲載します。(内容は抜粋及び要約)

●町税について

◇西山委員 28年度は何%の徴収を目標としているのか。

◇税務課長 過去の実績を勘案し、個人町民税は現年分97%、滞納分は30%、固定資産税は現年分97%、滞納分は20%に設定している。

●地域おこし協力隊について

◇小田委員 地域おこし協力隊員に興味と期待を持つがどうか。

◇町長 非常に期待をしている。農業支援を中心に様々な分野で活動を期待している。

●公益法人等への職員の派遣について

◇酒井委員 条例制定により、想定される派遣先は。

◇副町長 規則で定めるが社会福祉協議会より派遣要望があるので、現在調整中。

※4月より、職員を派遣中。

●花いっぱい運動について

◇大井委員 具体的にどこへ委託する予定か。また計画は。

◇町長 委託先は社会福祉協議会が設立予定の生きがい事業団を予定。市街地の国道沿いの植込みに花を植えたい。

●産業活性化支援事業について

◇松倉委員 産業活性化支援事業補助金の実績と評価、28年度はどのような進め方か。

◇農林水産課長 農業振興のものづくり支援事業が1件。農産物加工施設整備により付加価値向上が図られると期待している。

28年度は既に1件の申し出がある。水産関係は漁協で説明会を行う予定。農協漁協を通して、広く周知したい。

◇商工観光課長 商工系は3件で、飲食店と水産加工の起業化支援事業が2件、水産加工のものづくり支援事業が1件。制度の説明をしながら、有効に活用してもらいたい。

◇松倉委員 手応えはあるのか。

◇農林水産課長 使い勝手が良い補助なので、利用したいという声が多く聞こえる。

◇商工観光課長 100万円の補助は個人事業主に大きい。非常に有効な制度だと思う。

●ましけマルシェ事業について

◇松倉委員 27年度の実績と評価、28年度の事業展開は。

◇商工観光課長 27年度は店舗運営を観光協会が担い、総額1千万円の事業費で行った。売上

が予想より伸び、営業を11月末から1月まで延長した。多様な商品を揃え、観光客や町民にも利用していただけた。駅前通りの集客を広げていくという部分では有効な施設だった。初年度で施設環境は整えたので、28年度は545万円の予算で11月までの営業を予定している。

●除雪について

◇豊田委員 町道と国道、道道の接続交差点などの雪が残る状況がある。その処理はどうするのか。

◇建設課長 来年の除雪体制に向けて、検討していきたい。



# 行政報告



堀 町 長

## 増毛町人口ビジョンと増毛町総合戦略について

国内の人口減少、少子高齢化が進む中で、日本創世会議人口減少問題検討分科会から、全国で896の市区町村が人口減少により、「消滅可能性都市」になると発表されました。

平成26年12月には、人口減少問題を背景に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、全国の自治体では、その法律を基に自治体の生き残りを模索した人口ビジョンとその実現のための総合戦略が全国各自治体で策定されたところです。

増毛町においても、昨年6月に増毛町総合戦略策定町民会議を設置するとともに、町民アン

ケート調査を実施しました。

また、町職員からも総合戦略に対する数多くの提案があり、本年1月には、2040年を目標年とする人口ビジョンとその実現へ向けて、平成27年度から31年度までの5年間を期間とする増毛町総合戦略を策定しました。町民会議の委員の皆様ほか、ご意見をいただきました町民の皆様へ感謝を申し上げます。

増毛町人口ビジョンでは、2040年の人口目標を3006人と設定いたしました。少子高齢化と過疎化が進む現状の中で、昨年10月に実施した国勢調査の速報値が先般発表され、本町の人口は4504人となっております。大変厳しく重たい現実が将来人口の推計値として出ていますが、合計特殊出生率の上昇、転入人口の増及び転出人口抑制などにつながる取組を、総合戦略の中に盛り込み、今後、各種の事業について取り組んでいきます。

総合戦略では、「出産・子育ての希望をかなえる環境づくり」「定住・移住の促進・環境づく

り」「安定した雇用機会の創出につなげる地域産業の振興」「住環境の整備」「いつまでも元気で過ごせるまちづくり」の5つの基本目標を設けました。

今後も直面していく人口減少問題への対策は、出生、子育て、雇用創出、地域産業の振興など、将来を見据えて思い切った取組が必要となってくると考えています。

ふるさと納税による寄附金を含め、限られた財源を有効活用するほか、予算投入の優先度の精査などにより、総合戦略の中で設けた重要業績評価指標の目標値の実現に向けて取り組んでいきます。

## ふるさと納税制度を活用した「頑張れ増毛応援寄附」の状況について

2月末で平成27年度の寄附金の受付を終了していますが、2月末までの状況については、寄附件数が3万790件、寄附金額は4億7635万9108円となっております。

前年度と比較しますと、寄附件数で、2・8倍の約2万件的増となり、寄附金額でも4倍の約3億5700万円の増となっております。

平成28年度についても寄附金の増を図るため、返礼品、町ホームページ及びPR用リーフレットのリニューアルのほか、道内及び東京で開催されますイベントへ参加し、PR活動を進めていきます。また、昨年度に引き続き、増毛産米2合を1万袋用意し、返礼品とともに送るほか、様々な機会を活用し、食味の良いい増毛産米のPRを進めていきます。その他、本町の歴史資源として貴重な旧増毛小学校の修繕を目的とした寄附をホームページ上で呼びかけていきます。また、寄せられた寄附金を基金として積立しますが、平成28年度も子育て支援のほか、地域産業の振興などの取組へ財源を充当し、寄附を寄せられた方々を含め、全国の皆様から応援していただけるまちづくりに取り組んでいきます。

# 一般質問 **ズバリ** 町政のここが聞きたい！！



今回の第1回定例会の一般質問は、本会議2日目の17日に行われ、7名の議員が16項目について、質問しました。

議員からの質問、町側の答弁の内容を要約して、町民の皆様にお知らせします。

## ※一般質問とは？

議員が町の行財政全般にわたって、町長などの執行機関に、疑問点をただし、将来に対する考え方や取り組み方の説明を求めることです。

増毛町議会では、年4回の定例会で一般質問をすることができます。

(参考：全国町村議会議長会議員必携より)

型肝炎に感染した。国の責任は裁判により認められ、一定の要件を満たしたB型肝炎ウイルス持続感染者には、国からの給付金が支払われることになったが、この救済を受けるためには、国に対して裁判を起し和解することが必要で、なじみのない手続きのために、なかなか給付金の請求が進まないと聞いている。

昨年8月には留萌市で、全国



○小田議員

### 小田議員①

### B型肝炎訴訟に対する増毛町の支援について

- Q** 訴訟に対する支援策は
- A** 給付金、説明会等を周知する

(1) かつて行われていた予防接種では、注射器の使い回しにより、多くの国民がB

B型肝炎訴訟北海道弁護士による訴訟に関する説明会が行われたと聞いた。この救済措置には期限があり、給付金を受けるには来年1月12日までに国に対して請求の訴えを起す必要がある。残り期間は1年を切っている。

当町にも、対象となる方は多数いると思うが、これらの救済策はまだまだ町民には知られていないので、もっと周知し提訴を支援する必要があると考える。特に弁護士による説明会と無料相談を早急に町内で実施すべきと考えるが。

(2) B型肝炎訴訟には、裁判所に納める9千円から2万5千円程度の印紙代と郵便代が必要で、戸籍や医療記録を取り、血液検査の料金も負担しなければならぬ。低所得者にとっては、これらの費用を工面することが困難で、訴訟を起すことの壁になっっている。これらの費用に対する助成や減免措置を行ってほしい。特に訴訟の資料として、当町で発行する戸籍関係の書類の費用や町立診療所で実施



する血液検査の費用を減免するなどの支援措置を求めたい。

○町長

(1)この訴訟は、全国B型肝炎訴訟北海道弁護士団が患者の相談や支援を行っており、全道各地で説明会を開催している。

平成28年度は、8月6日に留萌市で説明会を行う予定があると聞いており、町ではB型肝炎訴訟と給付金を広報等で周知するとともに、北海道弁護士団の相談電話及び近隣で行われる説明会も周知したい。

また、相談を希望する方が多いのであれば、北海道弁護士団に開催の依頼を検討したい。

(2)当町で発行する戸籍関係書類や市街診療所で行う血液検査の費用は、今後検討したいと思うが、その他の訴訟に係る費用を助成することは、現段階では考えていない。

ちなみに、町で行う集団検診等では、肝炎ウイルス検査を自己負担300円で実施しており、40歳から74歳の方で肝炎検査を一度も受けたことがない方は、

是非、検査をして感染の有無を確認していただきたい。

○小田議員

感染が分かった人に対して、留萌市で行われる説明会を周知するが、当町ではやらないということがか。

○町長

やらないということではなく、多数いるのであれば実施を検討したいということである。

ただ、平成23年から今までの5年間、B型肝炎の町民の相談件数は5件であり、多数いるのかどうか分からないが、今後も広報ましけでお知らせして、支援をしていきたいと考えている。

○小田議員

救済されることが分からない町民もいるかも知れないので、期限も迫っており、一生懸命周知していただきたい。

訴訟の費用は、助成は考えていないということだが、訴えて損害賠償金が出たときに返済してもらおう貸付けは検討できないか。

○町長

訴訟費用の助成や減免はなじ

まないと考えている。戸籍の手数料も300円であり、費用の捻出ができない方はいないと思うので、親身に相談しながら進めたい。

○小田議員

訴訟を起こすには、印紙代や医療機関に記録を取るなど、9千円から2万5千円の費用が必要で、低所得者にとっては負担が大きい。

補償されるべき人が手続きの複雑さで補償されないことにならないように、考えていただきたい。

また、期限が迫っているので、いつまでに検討の結果を出すのか。

○町長

検討の結果は、できるだけ早くうちに広報でお知らせをする。



**小田議員②**

**介護福祉士・保育士の処遇改善と奨学金制度について**

**Q** 給付型奨学金制度の創設を

**A** 既存の制度で対応したい

○小田議員 (1)介護福祉士の資格を得て明和園で働こうとする学生には、卒業後5年間、明和園に勤務することを条件に、給付型の奨学金制度を設けては。

(2)あつぷる保育所の増設に向けて予算化され、定員も増えると思うが、保育士の確保の見込みはあるのか。

全国的に保育士の不足が社会問題になっており、少子化対策や子育て支援の要は保育士の確保だと思う。処遇の改善と奨学金制度が必要だと考えるが。

○町長

(1)既に町奨学金貸与制度があり、明和園では独自に介護職員初任者研修費用の一部助成制度を設

けていて、4月から新制度に変わる介護福祉士を目指すための実務者研修費用の一部にも拡大して助成する予定である。改めて給付を目的とした奨学金制度の創設は、考えていない。

(2)平成28年度から、常勤の臨時保育士と栄養士の給与を月額から月額に変更し、時間給のパート職員の単価を増額する。また、新たに期末手当や住宅手当支給も予定しているが、奨学金制度は明和園と同様である。

保育所増築に係る定員の増加は、施設完成後の利用開始と定員増に向けて、今後、早い段階で、保育士を確保するための方策を検討したい。

○小田議員

子どもの貧困対策や子どもたちが社会に出るための自立支援の観点からも必要ではないか。

○町長

当町は昭和39年から始まっている奨学金制度があり、無利子で50年以上も続いており、町外に誇れる制度である。給付型奨学制度は、当町にある民間4介

護施設の現状を考え合わせ、明和園だけ給付型でやる訳にはいかない。保育士も介護士にも、給付型の奨学金制度は考えていない。

○小田議員

給付型をすることによって、進学が可能になり、自立支援や貧困対策につながると思うが。

○町長

子どもの貧困対策は別に考えなければならぬ。貸与の奨学金の制度を介護士、保育士だけではなく、将来的に当町に住み働く方に対してもこれから考えていこうと思う。

○小田議員

保育所は、増設して定員は増えたけれども保育士が見つからなくて、受け入れられないような状況を招かないために、どのように取り組むのか。

○町長

29年度からは定員増になるので、保育士の確保に努めていく。

**小田議員③**

**冬の防災訓練**  
について

**Q** 宿泊型訓練から実施しては

**A** 職員で検証してから進めたい

○小田議員

北見市の日赤看護大学が市と共同で、体育館に200人の屋内シエルターを作り、段ボールベッドを作って避難の演習をしたという記事が目にとまった。当町で冬に災害が起きたら、避難所である文化センターや体育館の床上では、眠ることが大変困難だと思う。今年度は全町避難訓練を行い、災害対策が一歩前進したと感じるが、次年度に向けて、冬の防災訓練を文化センターでは是非企画しては。

○町長

1月に北見市で、日赤看護大学主催の厳冬期避難所訓練として、屋内シエルターを作り、東日本大震災でも活用された段

ボールベットを使用して、防寒の有効性を検証する宿泊体験が行われた。災害はいつ発生するか分からないので、冬期間の訓練も必要だと考えている。大規模な災害が発生した場合、体育館や文化センターで、フロアリング等の床で就寝しなければならぬため、宿泊体験は、とても良い訓練だと思う。しかし、冬期間は悪天候になることが多く、訓練の際に体調が悪くなる方も出る可能性があり、現状では実施することは難しい。昨年初めて全町防災訓練の日を設定し、防災に対する意識を高めていく取組を始めた。まず、安全なところに避難することを目的とした訓練を中心に、実施していきたい。冬期間の避難所宿泊訓練は、非常に有効な訓練だと思うので、職員や関係者で避難所の設置のあり方、職員の必要な対応や避難所設備の検証の場として実施したい。

○小田議員

冬場のハードルが高ければ、避難所の宿泊訓練から、町民に



今年、講演会を町民スクールの中で検討しているため、避難訓練と防災意識を高めるための講演会は実施する予定。

**○町長**  
今年、講演会を町民スクールの中で検討しているため、避難訓練と防災意識を高めるための講演会は実施する予定。

**○小田議員**  
避難訓練には、講演会や体験などのアドバイスを聞くこともためになるので、専門家を招いてはどうか。

**○町長**  
北見市では、日赤の看護学生が行っており、このようなことは当町では実施できないと思っている。高齢の方が来て、体調を壊す場合も考えられるので、どのような形になるのか職員で検証をして、進めていきたい。

育て世帯の定住・移住定住人口の確保を図るため、民間活力による賃貸住宅などの建設費用の一部を補助する」とある。人口減少は、当町においても深刻な問題で、このままでは10年、20年後、町の機能を失うことにもなりかねない。また、町営住宅への入居希望者も順番を待っている状態で、他市町へ移住することも懸念される。今回、「民間賃貸住宅建設補助金」の交付



大井議員

平成28年度予算に計上されている「民間賃貸住宅建設補助金」の目的は、「子

**大井議員①**

**定住・移住促進設定事業  
民間活力による賃貸住宅等  
建設補助について**

**Q** 補助申請が複数の場合は

**A** 予算を補正して対応する

にあたって「町内業者施工は1棟限度額1000万円」、「町外業者施工が1棟限度額600万円」となっているが、町内における経済効果を考えると住宅リフォーム補助金同様、町内業者施工に限り補助するのが最大のメリットだと思う。更に、町内の活性化にもつながると期待するので、今回の補助内容は、どのような経緯で町外業者の施工を補助の対象としたのか。また、道内他町村も同様の補助事業を実施しているが、ここ数年、賃貸住宅を建設しようとする地元建設業者がいないとのことだが、当町には懸命に経営している業者がある。しかし、公共事業の減少、新築住宅の減少に加え、ハウスメーカーへの注文が増加し、厳しい経営を強いられているのが現状だ。地産地消という言葉があるが、農業、漁業だけにとどまらず、地元でできることは地元で進め、地元の産業と消費者が互いに協力しあい、活性化を促すことで、町税の上昇にもつながると思うので、まず

**町政はあなたのために…**

**～議会を傍聴しませんか？～**

議会はどこでも傍聴することができます。気軽においでください。

◆町議会の定例会は、年4回（3・6・9・12月）開きます。

◆町議会の臨時会は、必要に応じて随時開きます。

議会の日程や傍聴規則など、詳しい内容は議会事務局までお問合せください。

は地元業者を優先することが一番だと思うが。

○町長

現在、町内には民間アパートが少ない状況にあり、収入基準により町営住宅に入居できない方や町内に居住する住宅がないため町外から通勤している方などがいて、これも人口減少の要因であると考えている。このようなことから、子育て世帯の定住促進と移住・定住人口を確保することにより、町外への転出を抑制し、転入人口の増加を図るため、民間の活力による賃貸住宅の建設が喫緊の課題であるとの考えから、平成28年度から3年間の時限事業とし、「民間賃貸住宅等補助事業」を創設して、民間賃貸住宅及び企業の従業員宿舍の建設促進を図ることを一番の目的として、建設費用の一部を補助することにした。補助額は、他市町村が既に実施している同様の補助事業の事例等を参考に、町内外建設業者で差をつけた補助額とした。なお、町内経済の活性化は、町内建設

業者が施工することに限定した従来の「住宅リフォーム等補助事業」に、新たに住宅の新築及び水洗トイレの改造等を対象工事に追加したことや、「空き家等除却補助事業」を創設して、除却対象と補助金の拡充を行うことで、更に町内の経済効果が図られるものと考えている。

○大井議員

民間賃貸住宅とは、一般の人が入れる住宅だが、町の目指すところは子育て限定で、子育て世代の移住・定住人口の確保としており、民間賃貸住宅建設という意味合いからして、どうなのか。

○町長

目的は「子育て世帯の定住促進」のためだけではなく、移住定住者、全体の住宅を確保するための住宅施策である。

○大井議員

補助金の予算額は1年1棟限度額1000万円、3年間の時限事業としているが、1年に2業者の申請があった場合、どのような選択方法、又は基準を設

けているのか。

○町長

当町の住宅施策として、消防待機住宅を5000万円かけて直さなければならぬほど逼迫した状況なので、予算額は1000万円だが、複数の申請があった場合はできるだけ補正をかけたこの事業を進めていく覚悟である。

**大井議員②**  
**町営増毛葬苑の現状について**  
**Q** 当町にも葬儀場が必要では  
**A** お寺や会館を利用願いたい

○大井議員

増毛葬苑は平成25年度に火葬炉や煙突等の改修を行い、28年度は休憩室の畳入替えをして、利用環境の向上を図るとしている。ただ、近年は増毛葬苑の使用は、僅かな件数である。高齢化により自治会等の手伝いを得ることが困難となっており、葬儀を執り行う家族等も高齢化し、

他市町の葬儀場にお願ひしなければならぬ状況である。高齢者の方々は、他市町へバスに乗って参列することや車を運転して行くことが難しくなり、特に冬の運転は相当な緊張を要する。「町内に葬儀場があるといいのに」という声を聞くが、近い将来、当町に葬儀場の建設を考えているか。

○町長

今年2月末現在、当町の方が亡くなった人数77人のうち、増毛葬苑の利用は37件、留萌市のやすらぎ聖苑の利用は38件である。昨年は亡くなった方82人のうち、増毛葬苑の利用が21件、留萌市は61件であった。平成25年度から火葬炉や施設の改修、トイレの簡易水洗化なども行っており、本年度には全休憩室の畳の入替えも行う予定である。以前に比べて、施設の利用環境は向上していると考えており、少しずつだが利用件数も増加している。しかし、葬儀は、高齢化や核家族化などにより、自治会に手伝いをお願いするのを遠

慮して、留萌市の葬儀場を使っ  
て、留萌市で火葬する方が多い  
のも事実だ。遺族の方々の事情  
も様々あると思うが、葬儀社へ  
の依頼の仕方によつては、町内  
の寺院を使つて葬儀を執り行う  
ことも十分できるのではないかと  
考える。それによつて、お参  
りする方の負担軽減、増毛葬苑  
の利用にもつながると考えてい  
る。現段階では、葬儀場を建設  
する考えはない。

○大井議員

新たに建てなくても、増毛葬  
苑内の休憩室を利用できないか。  
最近では家族葬など、少子高齢  
化と相まって簡素に、なるべく  
お金を掛けないで執り行うこと  
も増えてきた。持ち家で葬儀を  
執り行うなら良いが、貸家や賃  
貸住宅なら、線香の匂いなど周  
りに迷惑が掛かることになる。  
また、当町では葬儀店もあり、  
食事や弁当を提供するところも  
ある。そういうところと提携し、  
できる限り地元で葬儀すること  
で、町内全体の活性化につなが  
ると思うが。

○町長

増毛葬苑での葬儀は、今まで  
考えたこともなかった。可能な  
のか検討したいと思うが、自治  
会の手伝いがなくても、町内の  
お寺や会館でできることを町民  
の皆様に伝えていかなければな  
らないと考えている。町内の業  
者の活性化のためにも、商工会  
等にも要請したいと思つている。  
特に、お寺の維持の関係もある  
との事で、少しでも当町での消  
費活動のためにも、町内での葬  
儀を是非お願いしたいと思つて  
いる。

大井議員③

旧増毛小学校を  
活かした環境整備  
について

Q 前グラウンドの整備は

A 現在は考えていない

○大井議員

後方に暑寒岳が見え、前方に  
は日本海が望める旧増毛小学校  
を基に、スポーツ誘致はできな

いものだろうか。山側周辺は現  
在、町民グラウンドが少年野球大  
会や還暦野球大会などに活用さ  
れている。海側周辺をサブグラ  
ウンドとして活用することにより、  
管内少年野球大会の実現、将来  
的には北海道大会を招致するこ  
とも可能になると思われる。ま  
た、大会を誘致することで応援  
する家族やチーム関係者など、  
大勢の方が来町する。その日程  
に合わせて、北海道遺産に指定  
となつている旧増毛小学校を公  
開し、伝統ある建物を鑑賞して  
もらい、特産品販売会場として  
展開することで、当町PR事業  
の一環となつていくと思うが。

○町長

現在、旧増毛小学校の隣接の  
町民グラウンドでは、野球連盟主  
催で、町外からチームを招いて  
フレンドリーカップ少年大会や  
教育長旗少年野球大会が開催さ  
れている。また、町内各スポー  
ツ団体も当町の自然、歴史、食  
観光などの町資源を背景に、全  
道各地から大勢の選手、スタッ  
フ、家族を招いて、スポーツ大

「議会だより」について  
ご意見をお寄せください

議会広報特別委員会は、より見やすい、親しまれる  
「議会だより」作りを目指しています。  
ご意見やご感想、どんなことでも結構です。  
どうぞ、議会事務局までお寄せください。  
連絡先 電話53-1311 (議会事務局 直通)



会を開催している。今後とも、各団体との連携のなかで、まず充実が図れるよう支援していく。

管内及び全道規模の野球大会は、受入団体へ可能な限り支援したいと考えている。しかし、旧増毛小学校前グラウンドは、現在は草地になっており、野球グラウンドとしての整備は考えていない。

大会開催時の旧増毛小学校の公開は、各種大会の主催団体の意向に応じて、対応を検討する。また、特産品の販売は旧増毛小学校が常時公開できる施設ではないため、考えていないが、将来的には検討も必要と思っている。

○大井議員

学校の海側、前グラウンドはそのまましておくのか。地元建設企業による地域貢献活動として、草刈り作業をお願いするなどし、せつかくの歴史ある建物の前のグラウンドを荒れ放置にするのではなく、雪中野球大会や雪中サッカー大会、町内で行えるイベントとしてキックベ-

スなど、いろいろあると思うが。

○町長

全道規模の大会を野球で呼ぶのであれば、中学校と小学校、それから町民グラウンドの3会場で開催することになると思う。芝生を刈ればきれいな状況なので、環境面は今のままで、整備する考えはない。

○大井議員

花いっぱい運動も今回やるということであり、桜やナナカマドも植樹することなので、ただ、建物が良いというだけでなく、周りの環境ももう少し整備することが大事だと思うが。

○町長

旧増毛小学校の周りに、桜やナナカマドの植樹を今後ずっと続けていきたいと考えており、周りの環境整備に努力していく。



土橋議員

サービス付き高齢者向け住宅について

Q 当町としての対応は

A 固定資産税の軽減措置はある



○土橋議員

サービス付き高齢者向け住宅は、現在留萌管内では留萌市に2棟48戸しかない。

国では、緊急に3月25日までの期限内で補助金の募集を行い、留萌振興局で説明会も開かれ、全国的に普及に努めており、サービス付き高齢者向け住宅の供給を補助、税制、融資の三本柱で支援している。当町として、このサービス付き高齢者向け住宅をどのように考え、支援するのか。

○町長

サービス付き高齢者向け住宅は、バリアフリー構造で一定の

設備を有するとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅だ。国では、高齢者の居住の安定を確保する事を目的として、平成13年に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を制定し、平成23年10月からサービス付き高齢者向け住宅の都道府県知事への登録制度をスタートした。また、供給を促進するため、補助、税制、融資の支援を行っている。

町では、平成27年4月1日から29年3月31日までに建設されたサービス付き高齢者向け住宅の固定資産税を5年間、建物にかかる税額の3分の2を軽減することとしている。なお、町独自の補助や融資は、実施する予定はない。



菅原議員

財政運営について

**Q** 補助の対象や交付後の検証は  
**A** 効果や成果の検証を行っている

○菅原議員



町政執行方

針では、「健全で効率的財政運営」をうたっているが、今年度の予算

編成では、各種団体や個人に対する助成金や補助金の大幅な増額が目につく。26年度の補助金助成金の総額は9700万円であつたが、今年度予算に計上されている補助金の額は1番多いのが商工費で3361万4千円、次いで総務費、農林水産費など、総額で1億2628万5千円になつている。多額の補助金を支給しているが、事業の活動に必要不可欠なものなのか、支出後

の検証が必要と思うが。

民間賃貸住宅の建設に補助金の支給を新年度予算で創設したが、空き家の有効活用を考えると新築物件だけにこだわる必要はないと思うが。

新たな補助事業として、漁業後継者・新規就業者への補助金支給が創設されたが、新規就業者の漁業権は担保されているのか。

○町長

助成金、補助金の交付は、町補助金交付規則に基づき事務処理を適切に進め、補助金支出後の検証も決算審査前の主要施策の説明資料を作成する段階で、補助金の交付目的が達せられているか、毎年度の予算編成時に査定段階でのヒアリングを行い、効果や成果の検証も合わせて行っている。

平成28年度予算では、町住宅リフォーム等補助金交付要綱を見直し、100万円を上限とする住宅の新築補助と30万円を上限とする水洗トイレの改造工事も補助の対象に追加した。また、町外在住者が所有する町内の

空き家を共同生活用住宅等にリフォームする場合は、要綱の趣旨に沿つたものに限り、補助金の対象とする。

町漁業資格取得費補助金は、漁業新規就業者の育成を図るため、漁業を自ら営むために必要とする資格の取得費用に補助を行う。新規就業者の組合員資格取得から着業までの基本的な流れは、漁業協同組合の定款などにより、組合員資格審査委員会の答申、理事会の議決により正組合員となる。次に、漁業権管理委員会と理事会を経て承認される。

○菅原議員

平成26年度には、3名の新規加入者全ての方が漁業に従事している。

○菅原議員

補助金の精査過程や精査資料を議会に公開し、第三者が見ることが、一番的確なジャッジを下せると思う。一度、補助金を頂くと、その額は翌年も期待さう懸念もある。補助金は担当課が精査するのではなくて、第三者が精査する形に持つて行けな

いか。

○町長

どのように公開していくか、財政サイド、企画サイドと検討したい。

補助金9700万円が1億2600万円、約3000万円増えているが、これは、私の政策で増やしている部分が多く、きめ細やかな政策を組み合わせさせてやっている状況だ。

○菅原議員

3人が新たに漁業従事者となつたということだが、親が漁業者なのか、漁業関係の従業者か。

○町長

従業者ということである。

○菅原議員

28年度予算編成には、「ふるさと納税」の恩恵によるものが大きい。町長が職員時代から積極的に取り組んできた結果である。今、当町の中で一番大きな課題は、老朽化施設がたくさんあることだ。次年度の予算編成時には、これらの施設をどうするのか。

○町長  
ふるさと納税があるから、そういう補助金を出せると考えている。

また、施設関係は、28年度に保育所を整備し、その後、明和園等の老朽化施設、役場庁舎はなかなか難しいと思うが、そういったことを考えながら施策を進めたい。



○酒井議員

酒井議員①  
空き家等の現状と対策について

Q 除却軒数と補助額の見込みは  
A 年15軒、750万円を予算計上

空き家等対策協議会の設置、計画の策定が行われた。今年度か

当町でも空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例が可決され、制定後に

らは放置されて景観を損ない危険性の高い空き家等、又は適正に管理されていない空き家などに所有者がこれら空き家等を除却する場合に費用の一部を補助し、建物の除却を促進すると述べている。

(1)今年度にも職員による町内の状況確認を行うとのことだったが、その結果は。

(2)町内に点在する空き家等の軒数と、そのうちの除却を必要とする廃屋の数が何棟あったのか。

(3)改正前の住宅リフォーム等補助制度を利用して今年度までに除却を行った軒数と補助金額を年度別に。

(4)新たに公布される空き家等除却補助金交付要綱での除却に係る見込みの軒数と補助金の予算額は。

○町長

(1)昨年6月より、庁舎内の関係部署で構成する庁舎内連携会議を設置し、空き家等の実態調査も開始した。7月からは所有者等に、適正な管理などをお願いや意向調査も随時行っており、

各自治会長へも情報の提供をお願いしてきた。また、12月には「空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例」を制定し、これに基づいて協議会を設置し、今年1月と2月に開催し協議している。

(2)昨年度、担当職員が町内の空き家等調査を行った結果、空き家等は341件、そのうち特定空き家等が52件あり、2月に開催した対策協議会で除却が必要とされたものが、このうち45件となっている。

(3)平成25年度は4件で補助金額72万円、26年度は5件で86万円、27年度は10件で150万円となっている。

(4)除却工事に要した費用の2分の1を補助し、上限額50万円。この上限額を年間15件として、補助金額750万円を新年度予算に計上した。

○酒井議員

昨年の調査した時点の特定空き家45軒のうち、所有者が町内に住んでいる方だけでなく、町外の方も相当いると思うが、ど

の程度、把握できているのか。除却に関する要綱をリフォーム助成から別にして作ることで、相当力を入れていけると感じる。まだ正確なものは把握できていないと思うが、今現在で見込みは、どの程度できているのか。

法第3条では、空き家等の所有者または管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように適切な管理に努めると規定されているが、実際には進んでいないと思う。今後、除却を必要とする家屋を減らすために、どのような取組を行っていくのか。

○町長

所有者が分からない、相続放棄しているなどが数多くあり、対応に苦慮している。これからも粘り強く、やっていかなければならないと考えている。また、リフォーム助成も、今まで廃棄物処理料の2分の1で、町民からは分かりづらいと言われていた。今回は事業費の2分の1で最高額50万円を助成するので、できる限り除却を進めてほしい。



今後とも粘り強く、この事業を進めて行かなければならない。

○酒井議員

新築住宅の建設が増えない状況であり、近年は中古住宅の需要が高まっていると聞いている。執行方針の中で、空き地、空き家バンクの情報の充実を図るほか、自然豊かな居住環境の情報発信を勧めると述べているが、この情報発信に向けてリフォームすることも含めて、質の良い空き家の物件の確保が必要になるのではないかと。リフォーム補助要綱の充実のほかに、具体的な方策は考えているか。

○町長

空き家で状態の良い住宅が出ると直ぐ、借り手が決まる。状態の悪い住宅は、なかなか進まない。リフォーム補助を拡大して、例えば3世代同居により増築する場合に拡充できないか、来年度以降考えなければならぬと思う。3世代同居になると、子育てが非常に楽になる。子どもが生まれる数が多くなり、また、住宅に入っている若い世代

も、そこに移ることによって、空きも生まれる。そういうことも考えていく。

**酒井議員②**

**バスの運行について**

**Q** 待ち時間を短縮できないか

**A** 乗客数を増やす工夫をしたい

○酒井議員

当町では朱文別沢地区、笹沼地区など5つの地区の公共交通空白地域の解消に向け福祉バスを利用した取組を進めており、これは交通手段を持たない方々にとつて良い取組だと思う。

昨年10月に行われた路線バスのダイヤ改正によつて増毛・留萌間の運行回数と運行時間が変更になり改正前と比べ、留萌発が1便、増毛発が3便、計4便が減った。現在は朝と夕方にはおよそ1時間ごとに運行される通勤などで利用する方には利便性が向上したと思われるものの、

ほかの時間帯では、1時間30分から2時間に1本と、以前より間隔が広がった。自家用車の普及や人口減少が大きな影響と思うが、乗客の減少でバス事業者の経営が厳しくなる中、減便も仕方がないと思う反面、通院や買い物などで利用する方々からは、昼間の待ち時間が長くなつて不便になり、これでJRが廃線になったら、もっと大変になるという話を聞く。

運行間隔を短縮する、あるいは以前の時間帯に戻すことはできないものか。町内の利用者からすると留萌行きの方が減ると不便になるが、帰ってくる便が減ることは、留萌での待ち時間が長くなり、もっと困る。乗客の大幅な増加は難しい状況で、ただ依頼するだけでは承諾してもらえないとは思えないので、町として何がしかの負担や乗客を増やす算段が必要だと思う。そこで、一例として高齢の方の運転免許証の返納を促進することについて、運転する方の考え方や置かれている状況などによつ

て、一律に決められないが、高齢者による自動車事故が新聞テレビなどで度々報道されている。町内でも店舗を破損する事故が以前にあったと聞くので、運転を止めてもよいという方がいれば、その後押しをすることを考えてもよいのではないかと。

○町長

沿岸バスが運行している留萌・別荘線は、平均乗車密度の係数が規定を満たしている場合、国や道からの補助を受けられるが、下がった場合、対象路線から外れて、市町村単独補助対象路線となつて、その分の補助を当町が負担をしなければならぬ。これを避けるため、乗客数の少ない時間帯を考慮しながら、平均乗車密度をクリアするために減便するもので、昨年10月1日にダイヤ改正が行われた。自家用車の普及、人口減少に伴う利用客の減少など、今後も更に生活交通路線を維持していくことは厳しいものがあり、運行ダイヤの改正は他の交通機関への接続の問題、あるいは時間帯による利

用客数の把握などを考えた場合、難しいと考える。

また、高齢者の自動車運転は、事故も多発している状況との報道もあり、運転免許証の自主返納による事故抑制、返納された方のバス利用の優遇制度の取り入れなど、乗客数の増加を見込むための一つの方法と考えられるので、他町村の導入状況、取組を調査、研究したいと考えている。

○酒井議員

高齢者の運転免許証の返納の取組を進めている自治体もあると聞く。返納を奨励し、バスを利用してもらうことを考えると、何らかの特典や補助があっても良いと思う。それがバスの利用につながるっていけば利便性が向上するので、町の負担その他、単純にいくものではないが、町民に喜ばれる状況につながればと思う。

公共交通空白地域の解消と併せて、路線バスの利用者の待ち時間短縮につながる方策を今一度検討してはどうか。

○町長

路線バスの運行は、毎年、町が約700万円、国・道が約820万円補助をしている。平均乗車密度5・0を確保しなければならぬ状況にはあるが、高齢者の運転免許証の返納も含め、当町としてはバスの平均乗車密度を上げる工夫、または高齢者の足を守る観点からも、この事業を進め研究したいと思っている。

松倉議員①

観光事業における訪日外国人旅行者に対しての方針について

Q 外国人観光客への方針は

A 前向きに取り組む考え

○松倉議員



町政執行方針で観光事業の方針が示され、また町総合戦略では基本的な方向と

目標として、観光客数を平成26年26万人から平成31年31万人に、毎年1万人増の目標を掲げている。しかし、どちらの内容にも訪日外国人旅行者、いわゆるインバウンドには触れられていない。国の「地域創生加速化交付金」が採択されれば平成27年度補正事業として、海外観光客向け動画付きパンフレット製作と海外旅行者のルート招致企画会議事業の2つを掲げているが、全体的な考え方は示されていない。訪日外国人旅行者に対しては、政府も誘致に向け訪日旅行促進事業を行い、2020年までの目標を3000万人に引き上げ、また、北海道も「訪日外国人旅行者300万人」を目標に掲げた。その実現には食や環境への高い評価を背景に、交流人口の拡大や経済の活性化につながっていくことが重要であると明確な方針を示している。当町から一番近い旭川空港の訪日外国人旅行者の伸び率は、平成21年度から26年度で約320%増え、近く国際線専用ターミナル

Q-シーのはてなロード

インバウンドとは？

外国人の訪日旅行、または訪日旅行者を指す。対義語としてアウトバウンド（海外旅行）がある。

平成20年に観光庁が設置され、官民挙げて様々な振興策が取られ、訪日外国人旅行者（インバウンド）は現在、急増している。

中国人観光客の「爆買い」や「民泊」なども、インバウンドに関連する言葉として目にする機会が増えていく。

の建設が予定されている。私は各観光地で日本語が聞こえないくらいの場面に何度も遭遇し、その勢いと変化を感じている。実際は、メリット・デメリットがあると思うが、今後、当町の外国人観光客への方針、又は現状は。  
○町長  
町総合戦略に掲げている観光客数の目標値を達成するために、国内観光客の受入体制の更なる整備はもとより、インバウンド対策は積極的に取り組まなければならないと認識している。昨年10月に実施したタイペイ・増毛交流事業の経験から、当町においては中国、台湾などからの観光客に豊富な海・山の幸や地

酒を活かした町民とのふれあい交流等を図ることは可能と考えている。当町の魅力を知ってもらうために、外国人旅行者を招いての情報交換会を兼ねたモニターツアーと併せて、外国人旅行者にも対応が可能な動画視聴と連動する観光パンフレットの作成も検討している。また、外国人観光客に限らず、スマートフォン等の急速な普及に伴い、アクセス情報や施設情報などを入手しやすい環境としてWiFiスポットの整備を検討している。現在、当町は留萌振興局が進めている留萌地域インバウンド会議にも参加し、対策を研究しているが、今後も観光客数の増加には欠かせないインバウンド対策には前向きに取り組む考えである。

○松倉議員

27年度この事業が採択されればという前提で進めているのか。また、採択されたときに、28年度どのような事業にしていけるか展開がまったく感じられない。どのような形で対応して進めていくのか。

○町長

加速化交付金は、27年度補正事業で、28年度事業となるが、しつかりインバウンドの対策をして事業を進める。加速化交付金が採択されたら、去年、タイペイから30数名が来て交流したが、こうした旅行者を招き、来年以降どういう形でインバウンドを進めていくかということになると思っている。今、爆買いから温泉へと動きはかなり変わって来ていると感じている。歌登のホテルはタイ人との交流で成果を挙げていることも踏まえて、当町も食・地酒等を活かしてやっていけるのではないかと。ただ、28年度は今の状況を元に将来に向けて、対策をする段階だと思っている。

○松倉議員

誘致をする、しないは簡単ではないと考えている。様々な要素を考え合わせながら、適切に対応をし、町の活性化につなげていく。それにインバウンドは欠かせないという捉えでよいか。

○町長

中国人のお土産ナンバーワンは、地酒だそうで、外国人に地酒がブームになっている。増毛は地酒があり、おいしい食もたくさんある。昨年は、鮭の遡上観察、果物狩りなどをすごく喜んでいた。バス観光、レンタカーやワンボックスカー等は、これから可能性が非常にあると思っており、積極的に進めたいと考えている。

○松倉議員

札幌市内でも国によってリスクヘッジしながらやっているという話だ。今の話を聞いていると、外国人旅行者に対してだけではなく、町外の観光者に対してのフレーズとほぼ一緒だと思う。おもてなしの枠の中に国境は関係ないが、文化、言葉、ニーズの違いに対して、道の会議とは別に当町の観光に携わる方々と、まず対策をきっちり練った上で、町長が考えていることを実行していくことが当町の観光増につながっていくと思うが。

○町長

全観光客に対応して当町の観光を進めていかなければならない。観光協会の方々と話し合いをしながら、当町の観光・インバウンド対策のありかたを考えながら進めたい。

松倉議員②

消防団における役場職員の入団促進について

- Q 役場職員の入団を検討しては
- A 他町村の取組を参考にしたい

○松倉議員

全国的に人口減などで、消防団員の不足が深刻化しており、当町の団員の声としても「団員の高齢化、消防団に入る若者がいない、町の防災力が維持できないのでは」などという意見が耳にする。災害時又は災害復旧において、消防団の衰退は地域防災力の低下に直結する大きな問題である。その対応策として、消防団に役場職員の入団促進を当町でも検討してはどうか。平



消防団は住民に身近な地域防  
災の中心的な存在として、地域

○町長  
あるか。  
にも、新年度で消防団に役場職  
員の入団促進を検討する考えは

成25年12月13日付け消防庁から  
各都道府県宛への通知の中で  
「公務員の消防団員との兼職に  
関する特例」で示された兼職の  
報酬に関しては「一般職の職員  
としての給与を減額することな  
く消防団員としての報酬を支給  
することも差し支えない」との  
考え方が明確化された。町政執  
行方針の「消防・防災体制の充  
実」で示された内容を行うため

住民の安全・安心の確保に大き  
な役割を担っている存在なので、  
町職員が消防団に入団すること  
で、地域コミュニティの維持及  
び振興にも大きな役割を果たす  
と考えられるが、大規模災害等  
発生時は、本来の業務があるな  
どの制約があり、入団意思の調  
査等を行い、前向きに検討し、  
消防・防災体制の強化に努めた  
い。

○松倉議員

現在定員110人に対して95  
人、新入団員の話も聞くので、  
早急には考えてないが、人口  
減で10年後、それ以降を考える  
と困難が予想される。今回、こ  
の通知の中で職員が消防団とし  
て活動することが、地域防災の  
推進を図る上で地域住民からの  
理解を得やすくなるとともに、  
職員にとつても防災行政の理解  
の促進につながる。災害  
時に役場職員としての役割があ  
ると思うが、内部で精査した上  
で未来の防災体制の整備のため  
に、1年ないし2年かけて、1  
人、2人でも入団するような体

制の基盤を作れないか。  
○町長

入団意思等を調査しなければ  
ならないし、強制的に入れる訳  
にはいかない。また、市街地以  
外の分団では、団員が減少して  
いるが、若い職員は皆、市街地  
に住んでおり、そういう問題も  
あると思う。他の町村でも取り  
組んでいるところがたくさんあ  
るので、参考にして進めたい。

西山議員①

空き家の有効活用  
と住替え支援対策  
について

- Q 高齢者の住替え支援は
- A 関係部署と連携して対応

○西山議員



も交通の便も悪く、困っている

市街地区以外で生活して  
いる高齢者の  
方々は商店も  
なくなり、買  
い物をするに

状態である。また、家屋の老朽  
化により、自宅に住み続けるこ  
とが難しくなり、市街地に空き  
家があれば住替えたいと思っ  
ている方もいる。住替えに使え  
うな家を調査し、所有者の意向  
を確認した上で、住替え支援を  
すべきと思うが。

○町長

現在、町内には空き家等調査  
を行った結果、空き家が約34  
0件あり、まだ特定空き家等と  
認定されていない空き家等が市  
街地には約80件ある。この空き  
家等は、特定空き家に認定され  
ないまでも、少し手を加えなけ  
れば、住めない状態の物も数多  
くある。郡部で生活している高  
齢者の方にとっては、老朽化し  
た家屋に住み続け、維持し続け  
るより、市街地に住み、買い物  
に行く、あるいは通院など、少  
しでも便利になることは良いこ  
とだと思いが、状態の良い、住  
み替えに使える空き家等は、町  
のホームページに登録されてい  
る空き家バンクを利用していただ  
くことも可能と考えている。

なお、町で把握している、利活用が可能と思われる空き家等は、所有者への意向調査を引き続き行いたいと考えている。相談などは、町民課を窓口として、関係する部署と連携を取りながら対応していく。

○西山議員

国では、低所得者高齢者の住まい生活支援モデル事業というのがあり、居住の場を確保し、日常生活の支援を行うことになっていて。この内容は、利活用できる空き家を洗い出す、高齢者に空き家を紹介する、そして住替えを行う。住替え後も金銭の使い方あるいは生活の管理を支援する制度であり、当町でも取り組む必要があるのではないか。

○町長

市街に住むのは、非常に便利にはなるだろうが、郡部で暮らしている方には、その土地を離れられない方も多いのではないかと考えている。国の低所得者高齢者モデル事業は、希望があれば、マッチングさせて住替え

を支援したいと考えている。

○西山議員

郡部にいる方々、高齢の方々は買い物に行くのも大変である。一軒を独りで使うのではなくて、何人で12月から2月まで居住できる住宅を確保する、あるいは町が一部を補助してホテルを利用してもらう方法も考えられるが、

○町長

郡部の方々は、冬の生活が大変だと思う。シェアハウスのような部分で進めていければ良いが、そういう希望があれば、町でも支援したいと思っている。ただ、ホテルはなじまないという考えだ。

**西山議員②**

**冬期間を含めた  
農業活性化事業  
について**

**Q** 農業活性化のための取組は

**A** 実施団体を参考に取組む

○西山議員

留萌市では、閉校した校舎や

グラウンドを活用して、水耕栽培による野菜を作って出荷している。また、幌糠農業農村支援センター条例を制定し、生産技術の研究、担い手や後継者を育てるための研修会、新規就農者の受入れ支援等を行うとのことである。

当町でも閉校校舎の活用、農業活性化対策、新規就農支援等

に取り組む必要があるのではないか。

○町長

留萌市では、旧幌糠中学校を改修した施設で、水耕栽培で野菜を作って出荷し、販路拡大に貢献していると聞いている。当町でも、地域経済の活性化と新商品開発や研究、販路開拓等を支援するために、産業活性化支援事業補助金を予算計上し、新規就農者の受入れ支援や新商品の開発支援に取り組んできた。平成28年度においても農産物加工製造などの新たな声が上がっており、市の取組も参考にして、農業・農村の活性化に取り組んでいく。

旧信砂小学校は、土地柄から農業施設としての利用も考えられることから、農業協同組合や教育委員会とその可能性の話し合いをしており、地域の要望も取り入れ、施設利用の方向性が見えたら報告したい。

○西山議員

小清水町では、閉校になった校舎を利用して、その地域でくんぶんを使った製品を製造販売し、住民を雇用している。債務の返済中であっても、そういう活用が可能であれば進めては。

新篠津村の「大塚ファーム」では、夫婦で年中通して農業に従事し、雇用者も2、3人いる。収穫物の需要の時期に合わせて栽培・収穫・販売しているとのことである。当町もそういうことを、いろいろ考えてみてはどうか。

○町長

大塚ファームには、私も非常に興味がある。留萌市では、学校のグラウンドは農地にならないので、水耕栽培にしたようだ。多雪地帯での冬期間水耕栽培の

採算面も含めて、ほかの自治体の状況も勘案しながら、農業の振興策を考えなければならぬ。当町は、ジャムやジュース作りなど、冬にできるようなことも考えられると思うので、研究したい。

西山議員③

明和園の状況について

- Q 改善のための対策は
- A 様々な方策を講じていく

○西山議員

明和園の待機者は養護7、特養29、入所者は養護38、特養40に対する介護職員は養護12、特養22、休職2とあるが、現状で、(1)何名の介護職員が不足しているのか。(2)今回の補正で慰労金を計上しているが、どういう形での退職か。(3)期末手当に係る勤務年数の短縮があったが、何か不都合が生

じたのか。

(4)昨年の振興局の指導監査から1年経過しているが、改善されているように感じられない。これまでどのような対策をしてきたのか。

○町長

(1)現在の入所者数を維持し、かつ入所者の身体状況が同じであれば、養護と特養でそれぞれ2名ずつの配置が必要だ。更に、定員まで受け入れると、それ以上の職員の確保が必要になる。(2)3月末で支援員が自己都合により退職する。

(3)職員の待遇改善と新規就労者を呼び込むための一つと考えている。1年以上の勤務で、給与の2か月、3か月分の期末手当を支給している事業所もあり、明和園の期末手当額が多いとは必ずしも言えない状況なので、人材確保の観点からも2年短縮したものの。(4)一年を振り返ると、介護員の確保は厳しい状況が続いている

が、介護員不足は全国的な問題と考える。しかし、施設・業務面では、老朽化による施設の修繕、トイレの改修、電動ベットの導入・入替えなど、介護員業務の軽減を図る改善を進めている。待遇面でも、新規就労手当、扶養・期末手当の充実や資格取得費用の一部助成制度を設ける取組を進めてきた。また、今後の運営に反映させるために、職員全員を対象としたアンケート調査を実施したほか、新たな取組として、3月下旬には留萌市で、4月上旬に町内で、土日に

就職相談会を明和園単独で開催を予定している。運営の安定化のために、様々な方策を講じていく考えだ。介護員の確保を除いて、昨年の同時期と比較しても、少しずつ改善されていると認識している。

○西山議員

期末手当を短縮したことは大変喜ばしいが、これまで違法に支出したことはなかったのか。

また、退職者の期末手当の扱いは、1年目なのか、それともトータルでなのか。

○町長

給与面や手当を決められてない中で出すことは、今まではないと確信している。退職者の期末手当は、今まで働いていた期間を換算して、これから出していく基本的な考えでいる。



西山議員④

高齢者に対する町の対応について

Q 敬老祝い金等で還元を

A 対象範囲の拡大予定はない

○西山議員

当町の高齢化率は41・5%で、全道で12番目である。以前は、70歳になった方々や88歳、99歳、100歳等の方に祝い金を贈り、70歳以上の方全員に記念品を渡していた。財政的な面があったのか、いつの頃からかなくなった。現在、ふるさと納税で町も多少財政的に余裕があるようなので、一つの例として、80歳以上で介護度ゼロ、入院していない方に健康高齢者として商品券などを贈ってもいいのではないか。また敬老会も以前と違い、出席されている方はそれぞれの機会や会合において一定の芸能を身につけている方が多いので、出席者がその芸を発表するよう

な、自ら参加する敬老会にしてはどうか。

○町長

高齢者への敬老祝い金は、平成16年度まで70歳、77歳、88歳及び99歳に支給していた。現在は、100歳到達者に支給しているが、現在のところ対象者の範囲を広げる予定はない。

市街地区敬老会は、実施内容の見直しを考えており、提案も踏まえて、参加者が楽しめる敬老会になるよう検討したい。

○西山議員

これまで、自分たちの子どもが都会で学校生活を送るために、年収の例えば3分の1でも仕送りし、その送金が消費されて、都会の収入源の一部となり、経済を形成してきたと思う。ふるさと納税というかたちで都会から戻ってきたそれを、私達が都会に仕送りした一部と考えると、80歳や90歳以上の方に何らかの形で、その一部を還元してもいいのではないか。また、当町に生活している世帯の方に1000円くらいの物を還元しても良

いのではないか。毎年ホタテを配付しているところもある。町外からイベントに来る方は、1年に1回か2回だが、毎日生活をしている町民にとつて、イベントは益がない。それであれば、ふるさと納税の一部を使って、町民に還元してもいいのではと考えるがどうか。

○町長

ふるさと納税では、大都市の税収減が伝えられているが、議員の言うとおり、ふるさと納税をそういうことでいただいてもいいのではないかと思っただけだ。これから町が持続していくために、子育て支援、住宅政策などを中心にふるさと納税の制度を使いたい。また、ホタテの配付は、昨年、ホタテ業者が良かったので、業界から町民に還元できないか、要請をしてみたいと思っっている。

町政はあなたのために…

～議会を傍聴しませんか?～

議会はどなたでも傍聴することができます。気軽においでください。

◆町議会の定例会は、年4回（3・6・9・12月）開きます。

◆町議会の臨時会は、必要に応じて随時開きます。

議会の日程や傍聴規則など、詳しい内容は議会事務局までお問合せください。

編集後記

「増毛町、J R留萌線 留萌増毛間廃線に同意」

4月8日に開かれた全員協議会での説明後に、各メディアでそのニュースが報じられた。昨年から何度も開催され、協

議したこの問題も結果のみが報道され、これで幕引きとなる。各議員、行政ともに最後まで複雑な心境のまま、今後は協議から具体的な作業や事務手続へと移っていく。

今回の議会報編集はその間を縫うように作業が行われた。

3月定例会は新年度への提案

を審議する議会である。流れとしては12月頃から予算査定が始まり、合わせて執行方針の内容が検討され3月議会に提案される。

そのため、一般質問は町から示された執行方針への質問が基本的に中心となり、予算関連は予算等審査特別委員会で審議したのちに採決され、新年度へと進みだす。

今回は初めて、傍聴以外では聞くことの出来なかつた予算審査でのやり取りを「委員会質疑内容」として一部抜粋・要約ではあるが掲載をした。

やり取りの見える議会報。前回の編集後記に書いたこのテーマ。

今号では冒頭「宣言・その他」として「非核・平和のまち宣言」を取り扱った。

これは一般質問だけではなく、本会議における審議の場としての議会も感じてほしいという思いから掲載をした。

新年度、少しずつではあるが掲載内容の幅も広げ、より見て

いただくための工夫を凝らしながら、今後とも、町民の皆様にご協力をお願いいたします。

最後に。

雪が解け、桜の息吹が近づくと、にぎわいを見せる増毛駅を想像しながら編集後記を書いている。

何度かこの場で触れてきたJR廃線問題。ここで書くのも、最後になりそうだ。

今後は、町としてあの場所をどのような想いで再構築するのか。その舵きりは行政を含め、各議員に託された課題だ。

次は増毛の明るいニュースを、各メディアに報じてもらいたい。

議会広報特別委員会

委員長	松倉 清道
副委員長	酒井 倫明
委員	豊田 敏巳
	小田 緑
	大井 紀美恵
	土橋 文夫

議会のうごき

2月

- 5日 議会だより144号発行
- 12日 市町村議会議長と市町村長との意見交換会（苫前町）
- 15日 全員協議会
- 24日 総務文教・産業厚生合同常任委員会

3月

- 4日 議会運営委員会
- 8日 全員協議会  
平成28年第1回定例会（初日）  
平成28年度各会計予算等審査特別委員会
- 17日 平成28年第1回定例会（第2日）  
平成28年度各会計予算等審査特別委員会
- 18日 平成28年度各会計予算等審査特別委員会  
平成28年第1回定例会（第3日）  
全員協議会
- 24日 留萌管内町村議会議長会臨時総会（羽幌町）
- 28日 平成28年第2回臨時会

4月

- 8日 全員協議会
- 13日 議会広報特別委員会（第1回）
- 19日 議会広報特別委員会（第2回）